

平成17年5月22日

役員選任規程

練馬区キャッチバレーボール協会

第1章 総 則

第1条 この規程は、練馬区キャッチバレーボール協会（以下「本協会」という。）規約第4章第11・第12条により、役員選任規程を定める。

第2章 理事及び監事

第2条 本協会は、下記のブロックを設置する。

- ① 桜台ブロック
- ② 開進ブロック
- ③ 光が丘ブロック
- ④ 石神井ブロック
- ⑤ 大泉ブロック

2 本協会規約第4章により、理事(副部長以上) 定数は、協会推薦を含め、原則として次の通りとする。

- ① 16団体以上 5名
- ② 11団体以上から15団体まで4名
- ③ 10団体以下 3名

3 その他学識経験者、個人会員より、5名以内までの理事を定めることができる。

第3条 監事は2名又は3名とする。

第4条 本協会規約第4章により理事及び監事は、総会において承認を得る。

第3章 代議員

第5条 本協会には、次のとおり代議員を置く。

- ① 代議員は正会員より推薦された者
- ② 代議員の任務は総会に主席審議し、議決する。
 - 事業計画及び収支決算について
 - 事業報告及び収支予算について
 - 役員の改選について
 - その他本協会の事業に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの。
- ③ 議員の定数は、正会員から1名とする。
- ④ 代議員の任期は、原則として2年とする。
- ⑤ 総会は、代議員並びに理事及び監事で構成する。

第4章 本規程の変更

第7条 本規程は、理事会に諮り、総会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規約は平成13年5月27日より施行する。
- 2 一部改正 平成15年5月18日
- 3 一部改正 平成16年12月4日より施行する。